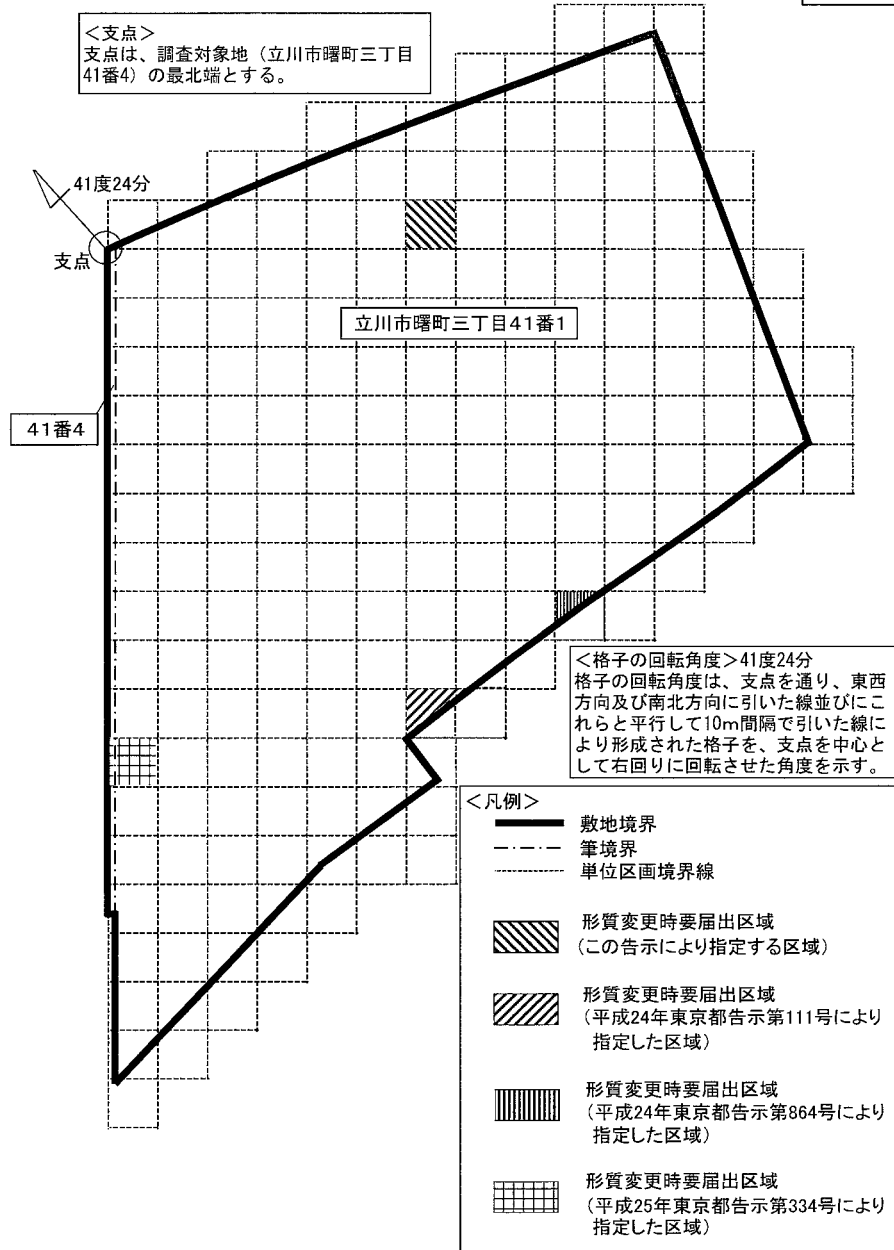


別図



規則(人)

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成二十七年五月十四日

東京都人事委員会

●東京都人事委員会規則第十八号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年東京都人事委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

別表第一中 教育長
高等学校の校長・副校長・経営企画課長

を「高等学校の校長・副校長・経営企画課長・舎監長」に改める。

長・舎監長」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

公告

特定非営利活動法人の認定について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十四条第一項に規定する特定非営利活動法人の認定をしたので、同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

<p>平成二十七年五月十四日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本を美しくする会</p> <p>二 代表者の氏名 田中 義人</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区池尻二丁目三十七番十二一七〇一号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年三月三十一日から平成三十二年三月三十日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人チャイルド・ファンデーション・ジャパン</p> <p>二 代表者の氏名 高田 和彦</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都杉並区善福寺二丁目十七番五号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人日本地雷処理を支援する会</p> <p>二 代表者の氏名 荒川 龍一郎</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区市谷本村町三番十八号 エムズビル五階</p>	<p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月一日から平成三十二年三月三十一日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人イーパーツ</p> <p>二 代表者の氏名 佐々木 良一</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目五十五番八号</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月九日から平成三十二年四月八日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人原子力資料情報室</p> <p>二 代表者の氏名 伴 英幸、山口 幸夫、柴 邦生</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都新宿区住吉町八番五号 曙橋コーポ二階B</p> <p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月十日から平成三十二年四月九日まで</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人東京コミュニティスクール</p> <p>二 代表者の氏名 久保 一之</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都中野区中野一丁目六十二番十号</p>	<p>四 認定の有効期間 平成二十七年四月十日から平成三十二年四月九日まで</p> <p>特定非営利活動法人の仮認定について</p> <p>特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十八条第一項に規定する特定非営利活動法人の仮認定をしたので、同法第六十二条において準用する同法第四十九条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二条の三の規定により、次のとおり公告する。</p> <p>平成二十七年五月十四日</p> <p>東京都知事 舛 添 要 一</p> <p>一 名称 特定非営利活動法人キリスト教メンタル・ケア・センター</p> <p>二 代表者の氏名 藤崎 義宣</p> <p>三 主たる事務所の所在地 東京都渋谷区代々木二丁目三十六番四号 代々木プリンスマンション一〇二</p> <p>四 仮認定の有効期間 平成二十七年四月十七日から平成三十年四月十六日まで</p> <p>河川整備基本方針の公表について</p> <p>河川法(昭和三十九年法律第六十七号)第十六条第一項の規定に基づき、河川整備基本方針を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり公表する。</p>
--	---	--

<p>平成二十七年五月十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 河川整備基本方針の名称 立会川河川整備基本方針</p> <p>二 対象とする河川の名称 二級河川立会川</p> <p>三 河川整備基本方針を定めた日 平成二十七年四月十七日</p> <p>四 河川整備基本方針の公表の方法 関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都第二建設事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> <hr/> <p>河川整備計画の公表について</p> <p>河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第一項の規定に基づき、河川整備計画を定めたので、同条第六項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年五月十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 河川整備計画及び対象とする河川の名称 （一）境川水系河川整備計画 二級河川境川 （二）多摩川水系三沢川河川整備計画 一級河川三沢川</p> <p>二 河川整備計画を定めた日 （一）境川水系河川整備計画 平成二十七年四月二十一日 （二）多摩川水系三沢川河川整備計画 平成二十七年四月七日</p>	<p>三 河川整備計画の公表の方法</p> <p>関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都南多摩東部建設事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> <hr/> <p>河川整備計画の公表について</p> <p>河川整備計画を変更したので、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十六条の二第七項の規定により、次のとおり公表する。</p> <p>平成二十七年五月十四日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>一 河川整備計画及び対象とする河川の名称 一級河川海老取川</p> <p>二 河川整備計画を変更した日 平成二十七年四月七日</p> <p>三 河川整備計画の公表の方法 関係図書は、東京都建設局河川部及び東京都第二建設事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> <hr/> <p>土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、公告する。</p> <p>平成27年5月14日</p> <p>東京都収用委員会 会長 池田 眞 朗</p> <p>1 起業者の名称 東京都 2 事業の種類 三鷹都市計画道路事業3・2・6号調布保谷線及び武蔵野都市計画道路事業3・3・6号調布保谷線</p>	<p>3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等</p> <p>4 土地所有者の氏名及び住所</p> <p>5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類</p> <p>6 裁決手続開始決定年月日 平成27年4月24日</p> <p>別記のとおり</p>
--	---	---

別記

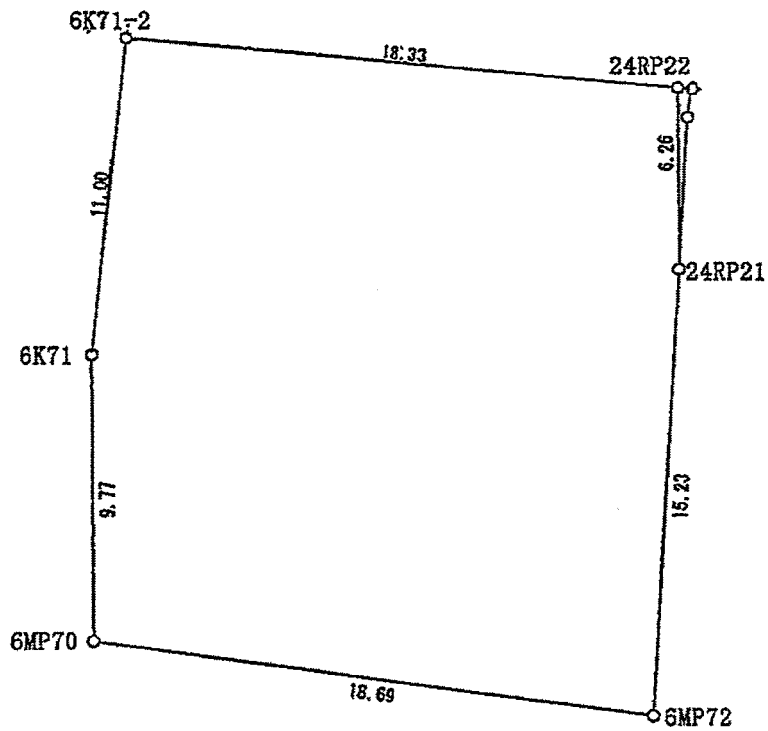
裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者			土地に関して権利を有する関係人			備考
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	収用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所	権利の種類	
東京都三鷹市上連雀七丁目	252番1	宅地	372.39 m ²	400.15 m ²	398.94 m ²	山本仁美	東京都三鷹市上連雀六丁目31番3号	山本ウタ子	東京都三鷹市上連雀七丁目28番25号	土地の使用貸借による権利	別図1のおり
	253番1	宅地	445.85	445.85	6.99						別図2のおり
	254番1	宅地	257.15	267.13	263.59						別図3のおり

別図 1

裁決手続の開始を決定した土地

東京都三鷹市上連雀七丁目252番1のうち

398.94平方メートル



測点名	境界標種	X座標	Y座標	Yn+1-Yn-1	X(Yn+1-Yn-1)
6MP72	旗	-34215.416	-25282.887	-19.327	661281.345032
6MP70	旗	-34212.957	-25301.420	-18.645	637909.583265
6K71	旗	-34203.183	-25301.532	1.024	-35024.059302
6K71-2	刻印	-34192.235	-25300.396	19.390	-662987.436650
24RP22	計算点	-34193.940	-25282.142	18.303	-625851.683820
24RP21	計算点	-34200.201	-25282.003	-0.745	25479.149745
倍面積					797.896180
面積					398.940900
地積					398.94 m ²

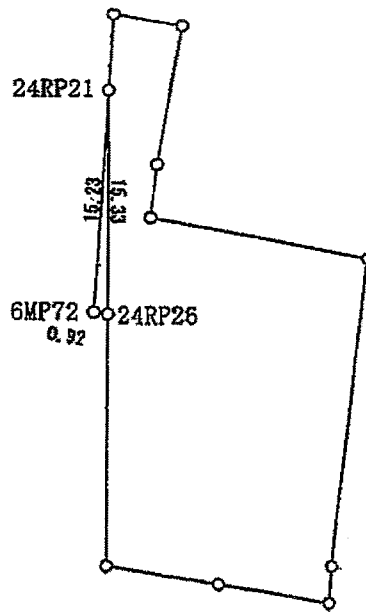
単位：メートル

別 図 2

裁決手続の開始を決定した土地

東京都三鷹市上連雀七丁目253番1のうち

6.99平方メートル



測点名	境界の種類	X座標	Y座標	$Y_{n+1}-Y_n-1$	$X(Y_{n+1}-Y_n-1)$
24RP26	鉄	-34215.533	-25281.973	-0.794	27167.133202
6MP72	鉄	-34215.416	-25282.887	-0.120	4105.849920
24RP21	計算点	-34200.201	-25282.093	0.914	-31258.983714
倍面積					13.999408
面積					6.9997040
地積					6.99 m ²

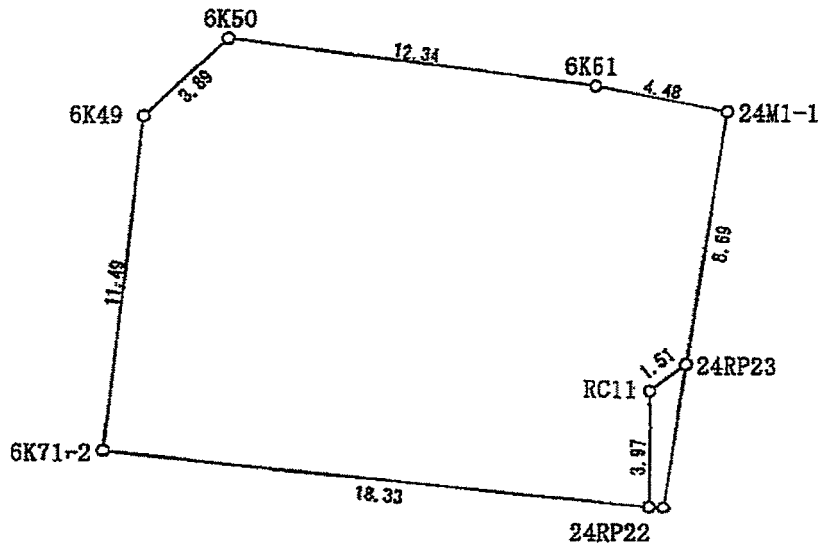
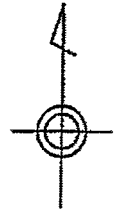
単位：メートル

別図 3

裁決手続の開始を決定した土地

東京都三鷹市上連雀七丁目254番1のうち

263.59平方メートル



測点名	境界標種	X 座標	Y 座標	$Y_{n+1} - Y_n$	$X(Y_{n+1} - Y_n)$
24RP22	計算点	-34193.940	-25282.142	-18.223	623116.168620
6K71-2	刻印	-34192.235	-25300.306	-17.067	583558.874745
6K49	刻印	-34180.802	-25299.209	3.986	-136210.495970
6K50	刻印	-34178.001	-25296.411	15.052	-514448.625732
6K51	鉄	-34179.598	-25284.157	16.658	-569363.743484
24M1-1	プラスチック杭	-34180.431	-25279.753	3.180	-100693.770580
24RP23	刻印	-34189.038	-25280.977	-2.420	82737.471960
RC11	計算点	-34189.968	-25282.173	-1.165	39831.312720
借面積					527.192279
面積					263.5901395
地積					263.59 m ²

単位：メートル

<p>平成27年度危険物取扱者保安講習の実施について</p> <p>消防法 (昭和23年法律第186号) 第13条の23に規定する危険物取扱者保安講習を次のとおり行う。</p> <p>平成27年5月14日</p> <p>東京都知事 外 添 要 一</p> <p>1 講習区分及び受講対象者</p> <p>(1) 講習区分 全区分</p> <p>(2) 受講対象者 危険物取扱者で製造所等において危険物の取扱作業に従事している者又は危険物取扱者で受講を希望する者</p> <p>2 講習の実施日時及び実施場所</p> <p>(1) 実施日時 平成27年7月15日 (水曜日)、同月31日 (金曜日) 及び平成27年8月7日 (金曜日) の3日間 各日とも午後1時から午後5時15分まで</p> <p>(2) 実施場所 東京消防庁立川都民防災教育センター 立川市泉町1156番地の1</p> <p>3 受講申請の受付期間、受付時間及び受付場所</p> <p>(1) 受付期間 平成27年5月15日 (金曜日) から各講習日の7日前まで (東京都の休日に関する条例 (平成元年東京都条例第10号) に定める休日を除く。)</p> <p>(2) 受付時間</p>	<p>午前9時から午後4時30分まで</p> <p>(3) 受付場所 都内 (稲城市の区域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>4 問合せ先</p> <p>(1) 都内 (稲城市の区域を除く。) の各消防署、消防分署及び消防出張所</p> <p>(2) 東京消防庁予防部防火管理課試験講習係 (電話03-3255-2945)</p> <p>5 その他 受講申請書は、各受付場所にて配布する。</p>	
<p>平成二十七年三月二十七日付東京都下水道局管理規程第十八号</p> <p>ページ 一段 一行 一 論 一 正</p> <p>第 三 三 頁 五</p> <p>代理課長</p> <p>代理課長</p>	<p>正 誤</p>	

発行
 東京都
 東京都新宿区西新宿二丁目八番一
 号(代)

郵便番号
 163-8001

定価
 本号
 一箇月 三〇円
 六、六〇〇円
 (郵送料を含む)

印刷所
 勝美印刷株式会社
 東京都文京区小石川二丁目三番七
 号(代)

郵便番号
 112-0002